

民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に
関する条約の実施に関する法律による子の返還に関す
る事件の手續等に関する規則の改正に関する要綱案の
補足説明

※本資料において用いる略称は次のとおりである。

- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律：「ハーグ条約実施法」
- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則：「ハーグ条約実施規則」
- ・令和元年法律第2号による改正後の民事執行法：「改正民事執行法」
- ・令和元年法律第2号による改正後のハーグ条約実施法：「改正ハーグ条約実施法」

※以下の第●の記載は、「民事執行法制の見直しに関する要綱」の項目に対応するものである。

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上（改正民事執行法第197条第1項、第201条2号、第204条から第211条まで並びに第213条第1項第5号及び第6号関係）

1 開示義務者に宣誓をさせる際の説明

民事執行規則第185条第1項において、開示義務者に宣誓をさせる際に裁判長がすべき説明を、民事執行法第206条第1項第2号の規定の内容から改正民事執行法第213条第1項第6号の規定の内容に改めるものとする。

（説明）

- 1 本文は、財産開示期日において、開示義務者に宣誓をさせる際に裁判長がすべき説明の内容に関する規律を改めるものである。
- 2 説明の内容

民事執行規則第185条第1項は、財産開示期日において開示義務者に宣誓をさせる場合には、裁判長は、宣誓の前に、開示義務者に対して、宣誓の趣旨及び民事執行法第206条第1項第2号の規定の内容を説明しな

なければならないと定めている。同号は、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき（以下「陳述義務違反」という。）には、30万円以下の過料に処す旨を定めており、裁判長は、宣誓の前に、開示義務者に対し、このことを説明することになる。

改正民事執行法第213条第1項第6号において、陳述義務違反に対する制裁が、過料から6月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰に改められたことから、裁判長が説明すべき内容についても、同号の内容に改めることとするものである。

2 第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類

(1) 改正民事執行法第205条第1項、第206条第1項又は第207条第1項若しくは第2項に規定する第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき第三者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

イ 申立ての理由

ウ 登記所からの情報の取得（改正民事執行法第205条第1項）を求めるときは、情報の提供を命じられた登記所が検索すべき債務者が所有権の登記名義人である土地等（土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の所在地の範囲

(2) (1)の申立書には、できる限り債務者の氏名又は名称の振り仮名、生年月日、性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならないものとする。

(3) (1)の申立書（登記所又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）若しくは日本年金機構等からの情報取得手続（改正民事執行法第205条第1項又は第206条第1項）の申立書に限る。）には、申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されたことを証する書面を添付しなければならないものとする。

(4) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

(説明)

1 本文は、第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類に

ついて規律するものである。

2 記載事項

(1) 申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき第三者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（本文(1)ア）

(2) 申立ての理由（本文(1)イ）

申立ての理由の記載は、第三者からの情報取得手続の実施決定をするための要件、すなわち、①民事執行法第197条第1項各号又は同条第2項の要件、②申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されていること（登記所又は市町村若しくは日本年金機構等からの情報の取得を求める場合に限る。改正民事執行法第205条第2項及び第206条第2項参照。）などを明らかにさせることを目的とするものである。

申立ての理由の記載に当たっては、執行裁判所が適切で迅速な審理を行うため、財産開示手続の申立書と同様、民事執行規則第27条の2第2項を準用するものとしている（本文(4)）。

(3) 登記所からの情報の取得を求めるときは、土地等の所在地の範囲（本文(1)ウ）

法務省によれば、現在、登記所からの情報取得手続に対応するためのシステムを開発中ということであるが、全国の土地等を対象に検索をした場合には、申立件数にもよるが、システムに対して大きな負担がかかり、事務に支障が生じるおそれがあり、ひいては情報が提供されるまでに長期間を要することにもなりかねないとのことである。そうであるとする、債権者が、債務者の有する土地等が存在する可能性が低いと考える地域の土地等まで情報提供を求めることは、債権者自身にとっても不利益となる可能性がある。

そこで、債権者に検索対象の地域をある程度限定させることによって、システムに過大な負担がかかることを回避しつつ、債権者が適切な時期に回答を得ることができるようにすることが望ましいと考えられることから、土地等の所在地の範囲を記載事項とするものである。具体的には、今後開発されるシステムの仕様や申立件数にもよるが、「東京都」や「東京都及び埼玉県」といった記載が考えられる（「全国」という記載をしても、申立てとして不適法になることはないが、上記のとおり、回答までに長期間を要する可能性があることになる。）。

3 債務者の氏名又は名称の振り仮名、生年月日、性別その他の債務者の特定に資する事項（本文(2)）

情報の提供を命じられた第三者においては、債務者を特定してその財産の有無等を回答すべき義務があるところ、当該第三者は、債権者（申立人）

と債務者との間の紛争に巻き込まれる者であることから、できる限りその負担の軽減を図る必要がある。また、第三者によっては、氏名や住所以外の情報が示されなければ債務者の検索に困難を来す場合があるとの指摘もある。他方、債権者においては、通常は、債務者の氏名又は名称の読み方（振り仮名）を把握しているものと考えられるし、債務者の住民票の写しを取得することができることから（住民基本台帳法第12条の3第1項第1号）、生年月日や性別についても把握していることが多いと考えられる。もっとも、氏名又は名称の振り仮名については、住民票の写しや登記事項証明書に必ずしも記載があるわけではなく、債権者が把握していない場合があり得るほか、そもそも債権者が債務者の住民票の写しを取得することができない場合があり得る。

そこで、このような事情を考慮して、債権者が把握している限りにおいて、債務者の氏名又は名称の振り仮名、生年月日及び性別等、第三者における債務者の特定に資する事項の記載を求めることとしている。これらの事項の記載を欠いたとしても、申立てが却下されるものではないと考えられるが、これらの事項を記載することにより、第三者においては迅速に債務者を特定できることになり、ひいては債権者が回答を早期に得られるという利益にもつながることから、記載が励行されるものと思われる。

なお、「その他の債務者の特定に資する事項」としては、必要に応じて、旧姓や旧住所を記載することなどが考えられる。

4 添付書類（本文(3)）

登記所又は市町村若しくは日本年金機構等からの情報の取得を求める場合には、原則として、財産開示期日における手続が実施された場合において、当該財産開示期日から3年以内に限り、申立てをすることができることとされたことから（改正民事執行法第205条第2項、第206条第2項）、申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されたことを証する書面を添付しなければならないこととしている。

なお、第三者からの情報取得手続の実施決定をするための要件を証するためには、執行力のある債務名義の正本及び送達証明書又は先取特権の存在を証する文書並びに強制執行の不奏功等の要件を証する資料等が必要となることは当然である。

3 裁判を告知すべき者の範囲

- (1) 改正民事執行法第205条第1項、第206条第1項又は第207条第1項若しくは第2項の申立てを認容する決定は、申立人及び情報

の提供を命じられた第三者に対して告知しなければならないものとする。

(2) (1)の申立てを却下する決定は、申立人に対して告知しなければならないものとする。

(説明)

1 本文は、第三者からの情報取得手続の申立てを認容する決定及び却下する決定を告知すべき者の範囲について規律するものである。民事執行の手続に関する裁判を告知すべき者の範囲は一般に民事執行規則第2条に定められているが、分かりやすさの観点から、同条の特則として、第三者からの情報取得手続の申立てについての裁判を告知すべき者の範囲を規律するものである。

2 申立てを認容する決定

(1)は、第三者からの情報取得手続の申立てを認容する決定は、申立人及び情報の提供をすべき旨を命じられた第三者に対して告知しなければならないものとしている。なお、登記所又は市町村若しくは日本年金機構等からの情報の取得を求める場合については、申立てを認容する決定は、債務者には送達される(改正民事執行法第205条第3項,第206条第2項)。

これに対して、金融機関等からの情報の取得を求める場合については、申立てが認容された場合でも、財産の隠匿を防止するため、債務者には送達を要しないこととされており、同様の趣旨から告知もしないこととしている(債務者に対しては、第三者から執行裁判所に対し情報の提供がされた場合に、その旨通知される(改正民事執行法第208条第2項))。

3 申立てを却下する決定

(2)は、第三者からの情報取得手続の申立てを却下する決定は、申立人へのみ告知すれば足りるものとしている。

4 情報の提供を命じられた第三者が提供すべき情報

(1) 登記所

改正民事執行法第205条第1項の最高裁判所規則で定める事項は、債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否及びその土地等が存在するときは、その土地等を特定するに足りる事項とするものとする。

(2) 市町村

改正民事執行法第206条第1項第1号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の給与の支払をする者の存否並びにその者が存在すると

きは、その者の氏名又は名称及び住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）とするものとする。

(3) 日本年金機構等

改正民事執行法第206条第1項第2号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の報酬又は賞与の支払をする者の存否並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）とするものとする。

(4) 銀行等

改正民事執行法第207条第1項第1号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の預貯金債権の存否並びにその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額とするものとする。

(5) 振替機関等

改正民事執行法第207条第1項第2号の最高裁判所規則で定める事項は、債務者の有する振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第279条に規定する振替社債等であつて、情報の提供を命じられた振替機関等（改正民事執行法第207条第1項第2号の振替機関等をいう。）の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。以下同じ。）の存否並びにその振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数とするものとする。

(説明)

1 本文は、改正民事執行法第205条第1項、第206条第1項第1号及び第2号並びに第207条第1項第1号及び第2号の委任を受けて、情報の提供を命じられた第三者が提供すべき情報について規律するものである。

2 登記所（本文(1)）

登記所が提供すべき情報は、債務者が所有権の登記名義人である土地等に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項であるところ、まず、その土地等が存在しなければ、これらの申立てをすることができないから、土地等の存否を提供すべき情報としている。そして、これらの申立てをする場合の申立書には、強制執行の目的や担保権の実行に係る財産の表示をする必要があるから（民事執行規則第21条第3号、第170条第1項第3号）、その土地等が存在する場合には、土地等を特定するに足りる事項を提供すべき情報とすることとしている。具体的には、

土地の場合には、所在、地番等が、建物の場合には、所在、家屋番号等が想定される。

3 市町村（本文(2)）及び日本年金機構等（本文(3)）

市町村及び日本年金機構等が提供すべき情報は、債務者が支払を受ける給与又は報酬若しくは賞与（以下「給与等」という。）に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項であるところ、まず、給与等の支払をする者が存在しなければ、これらの申立てをすることができないから、給与等の支払をする者の存否を提供すべき情報としている。そして、これらの申立てをする場合の申立書には、第三債務者となる給与等の支払をする者の氏名又は名称及び住所を記載する必要があるから（民事執行規則第133条第1項）、これらを提供すべき情報としている。

なお、給与等の支払をする者が国である場合には、支出官等を代表者として差押命令を送達する必要があるところ（政府の債務に対し差押命令を受くる場合に於ける会計上の規程第1条第1項）、債務者の所属する部局によって、支出官等が異なるから、その部局の名称及び所在地を提供すべき情報としている。

（参考）

○ 政府の債務に対し差押命令を受くる場合に於ける会計上の規程（明治26年勅令第261号）

第一条 政府ヲ第三債務者トシテ発スル差押命令又ハ差押処分（以下「差押命令等」ト謂フ）ハ左ノ三項ニ掲クルモノノ外仕払命令官ニ宛之ヲ発スルモノトス

4 銀行等

銀行等が提供すべき情報は、債務者の有する預貯金債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項であるところ、まず、預貯金債権が存在しなければ、これらの申立てをすることができないから、預貯金債権の存否を提供すべき情報としている。そして、差押債権となる預貯金債権を特定する事項等として、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額を提供すべき情報としている。

預貯金債権の差押えの実務においては、個別の債権を特定して記載するのではなく、取扱店舗の特定をした上で、順位付けをした概括的な表記による特定が許容されている。しかし、そのような申立てを執行裁判所が許容しているにすぎず、債権者としては、実効的に請求債権を回収するためには、具体的に存在する預貯金債権に関する情報を参考にした上で差押命令を申し立てる必要がある。そこで、取扱店舗や預貯金債権の内容に関す

る事項を、銀行等が提供すべき情報とすることとするものである。

5 振替機関等

振替機関等が提供すべき情報は、債務者の有する振替社債等に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項であるところ、まず、振替社債等が存在しなければ、これらの申立てをすることができないから、振替社債等の存否を提供すべき情報としている。そして、差し押さえるべき振替社債等を特定する事項等として、その振替社債等の銘柄及び額又は数を提供すべき情報としている。

振替社債等の差押えの実務においては、取扱店舗を特定することなく、順位付けをした概括的な表記による特定が許容されているが、預貯金債権と同様の観点から、振替社債等の内容に関する事項を振替機関等が提供すべき情報とすることとするものである。

5 情報の提供の方法等

- (1) 改正民事執行法第208条第1項の規定による情報の提供をするときは、同時に、同項の書面の写しを提出しなければならないものとする。ただし、申立人にその書面の写しを発送したときは、この限りでないものとする。
- (2) 民事訴訟規則第47条第3項の規定は、改正民事執行法第208条第2項の書面の写しの送付について準用するものとする。

(説明)

- 1 本文は、情報の提供を命じられた第三者による情報の提供の方法等について規律するものである。
- 2 回答書の写しの提出 (本文(1))

改正民事執行法第208条の規定によれば、情報の提供を命じられた第三者は、執行裁判所に対し、情報の提供を、書面(以下「回答書」という。)でしなければならないが、その提供を受けた執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、回答書の写しを債権者に対して送付するものとされている。回答書の写しを誰が作成すべきかについては、改正民事執行法の定めるところではないが、債権執行の実務においては、第三債務者に陳述書を2通作成してもらい、1通は執行裁判所に送付し、他の1通は差押債権者に直接送付するという取扱いが問題なくされていることに鑑みると、第三者に回答書の写しの作成の協力を求めてもそれほどの負担になることはないと考えられる。そこで、本文(1)において、第三者が情報の提供をす

る場合には、回答書及びその写しを提出させることとするものである。

3 回答書の写しの直送（本文(1)ただし書及び本文(2)）

上記のとおり、債権執行の実務において陳述書の送付の取扱いが問題なくされていることに鑑みると、債権者（申立人）に円滑に情報を提供するためには、第三者に対し、回答書の写しの作成に加えて、当該書面を申立人へ直送することについて協力を求めることが有益であると考えられる。そして、このような協力が得られる場合には、回答書の写しを執行裁判所に提出する必要はないことから、本文(1)ただし書において、その旨を規律するものである。

なお、第三者において、申立人に回答書の写しが到達したことを確認させることは、第三者の負担となることや、現在の郵便事情からすると、通常の場合、発送した郵便は遅滞なく到達すると考えられることから、第三者が当該書面を執行裁判所に提出する必要がなくなる場合を、当該書面を「送付したとき」ではなく、「発送したとき」としている。

また、回答書の写しが第三者から申立人に発送され、到達したときは、執行裁判所から改めて申立人に当該書面を送付することは要しないと考えられる。そこで、そのような場合には、本文(2)において、同趣旨の規定である民事訴訟規則第47条第3項の規定を準用することとしている。

なお、万が一第三者が発送した回答書の写しが申立人に到達しなかったことが判明したときには、執行裁判所において、回答書の写しを作成し、これを申立人に対して送付することになると考えられる。

6 申立ての取下げの通知等

(1) 第三者からの情報取得手続の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、当該申立てを認容する決定の送達を受けた債務者及び当該決定の告知を受けた情報の提供を命じられた第三者に対して、その旨を通知しなければならないものとする。

(2) (1)の決定が情報の提供を命じられた第三者に告知された場合において、改正民事執行法211条において準用する民事執行法第39条第1項第7号若しくは第8号又は第183条第1項第6号若しくは第7号に掲げる文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立人及び当該第三者に対し、これらの文書が提出された旨及びその要旨並びにこれらの文書の提出による執行停止が効力を失うまで、当該第三者は債務者の財産に係る情報を提供してはならない旨を通知しなければならないものとする。

- (3) (1)の決定を取り消す旨の決定は、申立人、(1)の決定の送達を受けた債務者及び(1)の決定の告知を受けた情報の提供を命じられた第三者に告知しなければならないものとする。

(説明)

1 本文は、第三者からの情報取得手続の申立ての取下げ等の通知について、債権執行に関する民事執行規則第136条と同趣旨の規律をするものである。

2 申立てが取り下げられたとき (本文(1))

民事執行の申立てが取り下げられたときは、民事執行規則第14条の規定により、その旨を民事執行を開始する決定の送達を受けた相手方に通知しなければならないとされている。第三者からの情報取得手続に関しては、その申立てを認容する決定は、第三者に対して、告知はされるが、必ずしも送達されるわけではない。そこで、同条の特則として、第三者からの情報取得手続の申立てが取り下げられたときは、その申立てを認容する決定の送達を受けた債務者及び同決定の告知を受けた第三者に対して通知しなければならないこととするものである。

なお、金融機関等からの情報取得手続の申立て（改正民事執行法第207条第1項又は第2項）については、その申立てが認容された後に取り下げられた場合であっても、債務者は、その申立てを認容する決定の送達を受けない以上、取下げの通知はされないことになる。

3 執行停止の通知 (本文(2))

いわゆる執行停止の文書は、債務者から提出されるのが通常であるから、債務者への通知は不要と考えられるが、民事執行法第39条第1項第7号並びに第183条第1項第6号及び第7号の書面は、裁判であるから、当然に申立人にも告知されるはずであり、また、民事執行法第39条第1項第8号の書面も申立人が関与して作成された文書であるはずであることから、改めて文書の提出があった旨等を申立人に通知することは、通常は不要である。しかし、第三者からの情報取得手続においては、債権執行と同様、情報の提供を禁じる旨の通知が第三者に対してされたことを申立人に通知することは、意味があると考えられるので、その旨を通知することとするものである。

他方、第三者は、これらの文書の作成に関与しておらず、手続の停止及び情報の提供の禁止の事態を認識できない状況にあるから、その事態を手続上も知らされるべき立場にあるので、これを通知すべきこととするものである。

4 取消決定の告知（本文(3)）

民事執行の手続を取り消す旨の決定に対しては、執行抗告をすることができるから（民事執行法第12条第1項）、民事執行規則第2条第1項第2号により、申立人及び相手方に告知しなければならないとされている。第三者からの情報取得手続に関しては、分かりやすさの観点から、同号の特則として、第三者からの情報取得手続の申立てを認容する決定を取り消す旨の決定がされたときは、当該取消しの決定を、申立人、当該認容の決定の送達を受けた債務者及び当該認容の決定の告知を受けた第三者に対して告知しなければならないこととするものである。

なお、金融機関等からの情報取得手続の申立て（改正民事執行法第207条第1項又は第2項）については、その申立てが認容された後に取り消された場合であっても、債務者に対して取消しの告知はされないことは、前記2と同様である。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策（改正民事執行法第65条の2、第68条の4及び第71条第5号関係）

1 暴力団員等に該当しないことの陳述の方式等

(1) 不動産の買受けの申出をしようとする者（以下「買受申出人」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならないものとする。

ア 次に掲げる事項を記載し、買受申出人（その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が記名押印した陳述書

(ア) 買受申出人の氏名（振り仮名を付す。）又は名称及び住所

(イ) 買受申出人が個人であるときは、その生年月日及び性別

(ウ) 買受申出人が法人であるときは、その役員の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

(エ) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が個人であるときは、その氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

(オ) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその役員の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

(カ) 買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）及び自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようと

する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等（改正民事執行法第65条の2第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

イ 買受申出人が個人であるときは、その住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書

ウ 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が個人であるときは、その住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書

(2) 買受申出人は、ア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める文書の写しを提出するものとする。

ア 買受申出人が本文3(3)の指定許認可等を受けて事業を行っている者に該当する場合
その者が指定許認可等を受けていることを証する文書

イ 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者が本文3(3)の指定許認可等を受けて事業を行っている者に該当する場合
その者が指定許認可等を受けていることを証する文書

(説明)

1 本文は、不動産競売において、買受申出人がすべき暴力団員等に当たらない旨の陳述の方式等について規律するものである。

2 陳述書（本文(1)ア)

買受申出人がすべき暴力団員等に当たらない旨の陳述は、下記の事項を記載し、買受申出人（その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が記名押印した書面ですることとするものである。

(1) 買受申出人の氏名（振り仮名）又は名称及び住所（本文(1)ア(ア)）

これらの事項は、買受申出人を特定する事項であるとともに、警察への調査の囑託に際して必要な事項が、氏名、振り仮名、生年月日及び性別であることから、併せて、振り仮名の記載を求めることとするものである。

(2) 買受申出人が個人であるときは、その生年月日及び性別（本文(1)ア(イ)）

上記のとおり、これらの事項も、警察への調査の囑託に際して必要な事項であり、記載を求めることとするものである。

(3) 買受申出人が法人であるときは、その役員の氏名（振り仮名）、住所、

生年月日及び性別（本文(1)ア(ウ)）

最高価買受申出人が法人であるときは、その役員について暴力団員等に当たるかどうか警察に調査を嘱託することとなることから（改正民事執行法第68条の4第1項本文）、買受申出人が法人であるときには、役員に関するこれらの事項の記載を求めることとするものである。

- (4) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が個人であるときは、その者の氏名（振り仮名）、住所、生年月日及び性別（本文(1)ア(エ)）

執行裁判所は、自己の計算において買受けの申出をさせた者があると認める場合には、その者についても警察に調査を嘱託することとなることから（改正民事執行法第68条の4第2項本文）、その者に関するこれらの事項の記載を求めることとするものである。

- (5) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が法人であるときは、その者の名称及び住所並びにその役員の氏名（振り仮名）、住所、生年月日及び性別（本文(1)ア(オ)）

自己の計算において買受けの申出をさせた者が法人である場合には、その役員についても警察に調査を嘱託することとなることから（改正民事執行法第68条の4第2項）、その法人を特定する事項である名称及び住所の記載を求めるとともに、その役員に関して、警察への調査の嘱託に際して必要な事項の記載を求めることとするものである。

- (6) 買受申出人（買受申出人が法人であるときは、その役員）及び自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者（その者が法人であるときは、その役員）が暴力団員等に該当しないこと（本文(1)ア(カ)）

買受申出人は、これらの者が暴力団員等に当たらないことを陳述する必要があることから（改正民事執行法第65条の2）、陳述書にその旨を記載することとするものである

3 その他の提出書類

- (1) 買受申出人が個人であるときは、住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書（本文(1)イ）

買受けの申出に当たっては、買受申出人が法人の場合は、資格証明書の提出が必要であるが（民事執行規則第38条第3項）、個人の場合は、同条第6項において、住民票の写しその他その住所を証するに足りる文書を執行官に提出するものとしてされているものの、同書面の提出は必要的とされていない。しかし、警察への調査の嘱託に当たっては、買

受申出人を特定する事項の正確性を確認する必要があると思われることから、住民票の写し等の提出を求めることとするものである（※注）。

- (2) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が個人であるときは、その者の住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書（本文(1)ウ）

自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者が個人である場合には、(1)と同様、その者を特定する事項の正確性を確認する必要があると考えられることから、その者の住民票の写し等の提出を求めることとするものである。

- (3) 買受申出人（その者が法人であるときは、その役員）が最高裁判所の定める許認可等を受けて事業を行っている者に該当するときは、その者が当該許認可等を受けていることを証する文書（本文(2)ア）

最高価買受申出人（その者が法人であるときは、その役員）が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合には、警察への調査の嘱託を要しないものとされている（改正民事執行法第68条の4第1項ただし書）。そして、後記本文3のとおり、最高裁判所規則としては、最高価買受申出人が、許認可等を受けて事業を行っている者である場合で、かつ、当該許認可等が、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことが法令において許認可等の要件とされているもののうち、最高裁判所の定めるものに該当する場合とすることとしている。

そこで、買受申出人が、当該許認可等を受けて事業を行っている者に該当するときは、その者が当該許認可等を受けていることを証する文書の写しの提出を求めることが考えられる。そして、買受申出人からそのような文書が提出され、その者が最高価買受申出人になった場合には、警察への調査の嘱託を要しないことになる。仮にこのような文書が提出されなかった場合には、警察への調査の嘱託をするだけであるから、提出を義務付けるまでの必要はなく、あくまで任意に提出を求めることとしている。

- (4) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者（その者が法人であるときは、その役員）が最高裁判所の定める許認可等を受けて事業を行っている者に該当するときは、その者が当該許認可等を受けていることを証する文書（本文(2)イ）

自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者（そ

の者が法人であるときは、その役員)についても、暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合には、警察への調査の嘱託を要しないものとされている(改正民事執行法第68条の4第2項ただし書)。そこで、自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者について、(3)と同様、その者が当該許認可等を受けて事業を行っている者に該当するときは、その者が当該許認可等を受けていることを証する文書の写しの提出を求めることとするものである。

4 陳述が必要になる場面

改正民事執行法第65条の2の陳述は、「不動産の買受けの申出」に際して必要とされる。この不動産の買受けの申出としては、民事執行規則上のものとして、期間入札における入札(同規則第47条)が典型的であるが、このほかにも、期日入札における入札(同規則第38条)、競り売りにおける買受けの申出(同規則第50条)及びいわゆる特別売却における買受けの申出(同規則第51条)がある。また、差押債権者による無剰余回避のための買受けの申出(民事執行法第63条第2項第1号)及び保全処分の申立てをした差押債権者による買受けの申出(同法第68条の2第2項。その方式につき民事執行規則第51条の4。)についても不動産の買受けの申出に該当すると考えられる。そこで、これらの場面のいずれにおいても、本文の規律を適用することを想定している。

※注 法人の役員の住民票の写し等について

本文の規律によれば、買受申出人が法人であるときや自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者が法人であるときのその役員の住民票の写し等の提出は要しないこととなる。

これは、法人の役員全員について住民票の写し等の提出を求めなければならないとすると、法人の買受申出人の負担が著しく増大すると考えられる一方、法人の代表者が役員に暴力団員等が含まれていることを隠蔽するために、故意に役員を特定する事項について虚偽の事実を記載するときには、買受けの申出の際に、当該法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者がいないとの虚偽の陳述も同時に行われると思われるから、虚偽陳述に対する制裁が機能することによって、役員を特定する事項についての真実性が担保され得ると考えられることによるものである。

2 売却決定期日の指定

(1) 民事執行規則第35条第2項の規律を次のとおり改めるものとする。

裁判所書記官は、民事執行法第64条第4項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、入札期日から1週間以内の日を指定しなければならないとされているものを、3週間以内の日に指定しなければならないものとする。

(2) 民事執行規則第46条第2項の規律を次のとおり改めるものとする。

裁判所書記官は、民事執行法第64条第4項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、開札期日から1週間以内の日を指定しなければならないとされているものを、3週間以内の日に指定しなければならないものとする。

(説明)

1 本文は、期日入札又は期間入札における売却決定期日の指定について、それぞれ入札期日又は開札期日からの期間を現行の規律より伸長することとするものである。

2 現行の民事執行規則第35条第2項及び第46条第2項によれば、期日入札又は期間入札における売却決定期日は、やむを得ない事由がある場合を除き、それぞれ入札期日又は開札期日からいずれも1週間以内の日を指定しなければならないとされている。

しかしながら、改正民事執行法第68条の4の規定による警察への調査の囑託は、これらの入札期日又は開札期日から売却決定期日までの間にする必要のあるところ、1週間では、売却決定期日までに警察からの回答が得られないおそれがある。そこで、囑託の手續に要する期間を考慮し、売却決定期日は、やむを得ない事由がある場合を除き、それぞれ入札期日又は開札期日から3週間以内の日を指定しなければならないこととするものである。

3 最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合

(1) 改正民事執行法第68条の4第1項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、最高価買受申出人が、指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合とするものとする。

(2) 改正民事執行法第68条の4第2項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合とするものとする。

(3) (1)及び(2)の「指定許認可等」とは、許認可等（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等をいう。）であって、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことが法令（同条第1号に規定する法令をいう。）において当該許認可等の要件とされているもののうち最高裁判所が指定するものをいうものとする。

(4) (3)の指定がされたときは、最高裁判所長官は、これを官報で告示しなければならないものとする。

(説明)

1 本文は、改正民事執行法第68条の4第1項ただし書及び第2項ただし書の委任に基づいて、最高価買受申出人等に関する警察への調査の嘱託を要しない場合を定めるものである。

2 調査の嘱託を要しない場合（本文(1)から(3)まで）

法令の規定により許認可等を受けて事業を営んでいる者については、当該法令において、その者（その者が法人であるときはその役員）が暴力団員等でないことを当該許認可等の基準として定めている場合があり、そのような許認可等を受けて事業を営んでいる者については、その者（その者が法人であるときはその役員）が暴力団員等でないことが担保されているといえる。

そこで、最高価買受申出人が当該許認可等を受けて事業を営んでいる者である場合には、その者について改めて警察に調査を嘱託する必要はないと考えられる。本文(1)はこの趣旨を定めることとするものである。また、自己の計算において最高価買受申出人に買受の申出をさせた者についても同様であることから、本文(2)においてその旨を定めることとしている。

もっとも、どのような許認可等であればこれに当たるかについては、具体的には、行政庁が許認可等をする際の運用の実情を踏まえた機動的な指定が必要であると考えられることから、本文(3)のとおり、これを最高裁判所が指定することとするものである。

3 最高裁判所長官による告示（本文(4)）

本文(3)により、警察への調査の嘱託が不要な許認可等が指定された場合には、これを周知する必要があることから、最高裁判所長官は、これを官報で告示することとするものである。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化（改正民事執行法第17

4条から第176条まで関係)

1 子の引渡しの強制執行の申立書の記載事項及び添付書類

(1) 子の引渡しの強制執行（改正民事執行法第174条第1項に規定する子の引渡しの強制執行をいう。以下同じ。）の申立書には、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（民事執行規則第21条第1号）、債務名義の表示（同条第2号）並びに求める裁判（同条第5号）のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 子の氏名

イ 改正民事執行法第174条第1項第1号に規定する方法（執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法）による子の引渡しの強制執行（以下「直接的な強制執行」という。）を求めるときは、その理由及び子の住所

(2) (1)の申立書には、執行力のある債務名義の正本のほか、改正民事執行法第174条第2項第1号に該当すること（間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき））を理由として、直接的な強制執行を求めるときは、間接強制の決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書を添付しなければならないものとする。

(3) 改正民事執行法第174条第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、直接的な強制執行を求める理由においては、同項第2号又は第3号に掲げる事由に該当する事実を具体的に記載しなければならないものとする。

(説明)

1 本文は、子の引渡しの強制執行の申立書の記載事項及び添付書類について規律するものである。強制執行の申立書の記載事項及び添付書類については、民事執行規則第21条に通則規定があるが、子の引渡しの強制執行の申立書に特有の記載事項や添付書類があることから、本文の規律を設ける必要があると考えられる。なお、その内容については、ハーグ条約実施規則第84条を参考にしている。

2 申立書の記載事項

(1) 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（本文(1)柱書・民事執行規則第21条第1号）

債権者又は債務者の名称を記載事項とするのは、例えば、子が施設に

入所し、施設を運営する法人が子を監護しているような場合には、法人が当事者となることが考えられるためである（※注）。

※注 なお、施設を運営する法人が債権者となる場合において、後記本文2の引渡実施が行われる場所に出頭すべき者（改正民事執行法第175条第5項参照）は、最終的には解釈に委ねられるところではあるが、子に恐怖を与えないようにするという同項の趣旨からすれば、当該法人の代表者ではなく、子を実際に担当していた職員が債権者の出頭に代わる代理人（同条第6項参照）として、執行裁判所の決定を受けた上で出頭するという運用がされることが望ましいのではないかと思われる。

(2) 債務名義の表示（本文(1)柱書・民事執行規則第21条第2号）

ハーグ条約実施規則第84条第1項第2号においては、「確定した子の返還を命ずる終局決定（確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。）の表示」が記載事項とされているが、これは、国際的な子の返還の強制執行においては、債務名義がこれらの終局決定等に限定されているためと解されているところ、子の引渡しの強制執行の場合は、このような限定がないことから、強制執行一般の場合と同様、「債務名義の表示」を記載事項とすることとするものである。

(3) 求める裁判（本文(1)柱書・民事執行規則第21条第5号）

子の引渡しの強制執行は、直接的な強制執行又は間接強制のいずれかによるところ（改正民事執行法第174条第1項）、間接強制を求めるときは、申立書に抽象的な強制執行の方法を記載するだけでは、執行裁判所のなすべき裁判が定まらないことから、どのような主文の裁判を求めるかを記載する必要がある。また、直接的な強制執行を求めるときも、この方法は代替執行に類似したものであるから、代替執行を求める場合と同様に、どのような主文の裁判を求めるかを記載させることとするものである。

なお、「求める裁判」を子の引渡しの強制執行の申立書の記載事項とする前提として、民事執行規則第21条第5号の規律を見直し、求める裁判を記載する場合として、改正民事執行法第174条第1項第1号に規定する方法による強制執行を求めることを想定している。

(4) 子の氏名（本文(1)ア）

強制執行の対象となる子を特定するために、子の表示として、その氏名の記載を求めるものである。なお、ハーグ条約実施規則第84条第1項第1号においては、国際的な子の返還の強制執行の申立書の記載事項

として、子の生年月日が挙げられているが、子の引渡しの強制執行については、国際的な子の返還の強制執行の場合と異なり、形式的な年齢要件は設けられていないことから、生年月日を記載させることとはしていない。

(5) 直接的な強制執行を求めるときは、その理由及び子の住所(本文(1)イ)

直接的な強制執行を求めることができるのは、改正民事執行法第174条第2項所定の場合に限られていることから、その理由を記載することを求めるものである。また、執行官が後記本文2の引渡実施を行うに当たっては、子の所在が明らかになっている必要があるところ、間接強制決定がされたとしても、その後債務者が自発的に子を引き渡すなどして、必ずしも引渡実施の申立てが行われることとなるとは限らないのに対し、直接的な強制執行の決定がされた場合には、その後、引渡実施の申立てがされる前に自発的な引渡しがされることは少なく、大半が引渡実施の申立てに至ると考えられることから、執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立ての段階から、子の住所の記載を求めることとするものである。住所がない場合には、居所を記載すれば足りると考えられる。

3 申立書の添付書類(本文(2))

(1) 執行力のある債務名義の正本

強制執行の申立書には、執行力のある債務名義の正本を添付しなければならないとする民事執行規則第21条柱書と同様の趣旨である。

(2) 改正民事執行法第174条第2項第1号(間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等)に該当することを理由として、直接的な強制執行を求めるときは、間接強制の決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書

直接的な強制執行の決定をするための要件のうち、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等に該当することを理由とする場合には、その立証のため、間接強制の決定の謄本及び確定証明書の提出を求めることとするものである。

(3) 子の生年月日を証する書類の写しについて

ハーグ条約実施規則第84条第2項第1号においては、子の生年月日を証する書類の写しの添付が求められているが、子の引渡しの強制執行においては、上記のとおり、形式的な年齢要件は設けられておらず、子の生年月日を申立書の記載事項としていないことから、これを証する書類の写しを添付書類とする必要はないと考えられる。

4 直接的な強制執行を求め理由の記載方法(本文(3))

上記のとおり、直接的な強制執行を求めることができるのは、改正民事

執行法第174条第2項各号所定の場合に限られている。このうち、第1号（間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等）に該当する場合には、その旨を指摘すれば足りる。しかし、債権者が、第2号（間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき）又は第3号（子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき）に該当すると主張する場合には、そのような評価の根拠となる具体的な事実が問題となる。そこで、第2号又は第3号に該当することを理由として直接的な強制執行を求める場合には、執行裁判所が、直接的な強制執行の決定をするに際して、迅速で適切な審理を行えるようにするため、これらの各号に掲げる事由に該当する事実を具体的に記載しなければならないこととするものである。なお、このような事実を裏付ける証拠の提出が必要となることは当然であると考えられる。

2 引渡実施の申立書の記載事項及び添付書類

- (1) 引渡実施（改正民事執行法第175条第1項又は第2項に規定する子の監護を解くために必要な行為をいう。以下同じ。）を求める旨の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - ア 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所並びに債権者の生年月日
 - イ 債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）
 - ウ 子の氏名、生年月日、性別及び住所
 - エ 債務者の住居その他債務者の占有する場所において引渡実施を求めるときは、当該場所
 - オ エの場所以外の場所において引渡実施を求めるときは、当該場所、当該場所の占有者の氏名又は名称及び当該場所において引渡実施を行うことを相当とする理由並びに改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）があるときは、その旨
 - カ 改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）があるときは、その旨並びに同項の代理人の氏名及び生年月日
 - キ 引渡実施を希望する期間

(2) (1)の申立書には、改正民事執行法第174条第1項第1号の規定による決定（直接的な強制執行の決定）の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

ア 債務者及び子の写真その他の執行官が引渡実施を行うべき場所においてこれらの者を識別することができる資料

イ 債務者及び子の生活状況に関する資料

ウ 第三者の同意に代わる許可があるときは、当該許可を受けたことを証する文書

エ 債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定があるときは、当該決定の謄本

(説明)

1 本文は、引渡実施を求める旨の申立書の記載事項及び添付書類について規律するものである。執行官に対する作為実施の申立書の記載事項及び添付書類については、執行官規則第7条第1項及び第2項に規定があるのみであるが、引渡実施の申立書に特有の記載事項や添付書類があることから、本文の規律を設ける必要があると考えられる。なお、その内容については、ハーグ条約実施規則第85条を参考にしている。

2 申立書の記載事項

(1) 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所並びに債権者の生年月日（本文(1)ア）

債権者の生年月日については、原則として債権者本人の出頭がなければ、引渡実施を行うことができないことから、債権者の特定のために記載させることとするものである。なお、現行のハーグ条約実施規則第85条第1項第3号においては、返還実施者の性別を記載することとされているが、本文5(1)において、債権者を識別することができる情報の提供を求めることができるとしており、これに加えて、あえて性別を申告させる必要もないことから、債権者の性別については記載事項としていない。

(2) 債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）（本文(1)イ）

子の利益に配慮しつつ、引渡実施を円滑に遂行するためには、債権者又はその代理人から、事前に十分な情報収集を行い（本文5参照）、引渡実施当日の段取り等について十分に打ち合わせておく必要があるが、情報収集や打合せの連絡などには、郵便、電話及びファクシミリが利用されることから、これらの事項の記載を求めることとするものである。

なお、債権者に代理人が就いている場合には、債権者への連絡は、専ら代理人を通じて行うこととなるから、代理人の電話番号等のみを記載すれば足りると考えられる。

(3) 子の氏名、生年月日、性別及び住所（本文(1)ウ）

子の氏名及び住所については、強制執行の対象となる子を特定するために、子の表示として、その氏名を記載する必要があるほか、執行官が引渡実施を行うためには、子の所在が明らかになっている必要があることから、住所の記載が必要であると考えられる。また、子の生年月日に加え、債権者の場合と異なり、性別を記載事項としている趣旨は、引渡実施を行う現場において、子を特定することに加え、執行官が引渡実施時に採るべき行動を検討する際に参考とするために必要であると考えられるためである。

(4) 引渡実施を行うべき場所等（本文(1)エ及びオ）

執行官は、子が所在する場所が明らかにされなければ、引渡実施を行うことができないから、引渡実施を行うべき場所を記載する必要がある。

債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、原則として当該場所の占有者の同意を得て、当該場所で引渡実施を行うことができる（改正民事執行法第175条第2項）。そこで、当該場所を引渡実施を行うべき場所とするときは、当該場所に加え、当該場所の占有者の氏名又は名称を記載するとともに、当該場所において引渡実施を求める必要性、相当性を基礎付ける事情など、当該場所において引渡実施を行うことを相当とする理由の記載を求めることとするものである。さらに、第三者の同意に代わる許可があるときには、その旨の記載をすべきこととしている。

(5) 債権者の出頭に代わる代理人の氏名及び生年月日（本文(1)カ）

債権者が引渡実施を行うべき場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益のために相当と認めるときは、執行裁判所は、当該代理人が出頭した場合においても、引渡実施を行うことができる旨の決定をすることができる（改正民事執行法第175条第6項）。そこで、当該決定がある場合には、その旨を記載するとともに、当該代理人の特定のための事項を記載させることとするものである。

なお、債権者の出頭に代わる代理人も代理人であることから、本文(1)アにより申立書にその氏名及び住所を記載することとなる。その上で、

同人を特定・識別するために本文(1)カによりその氏名及び生年月日を記載させることとしている。具体的事例においては、債権者の出頭に代わる代理人とは別に手続の委任を受けた代理人（以下「手続上の代理人」という。）がいる場合も想定されるが、その場合の申立書の具体的なイメージとしては、代理人の表示においては、手続上の代理人及び債権者の出頭に代わる代理人の氏名及び住所を記載し、債権者の出頭に代わる代理人については、更に生年月日を記載することになると思われる。本文(1)イの記載事項（郵便番号及び電話番号等）については、執行官からの連絡は手続上の代理人を通じてされると考えられることからすると、手続上の代理人のものだけを記載すれば足りると考えられる。

(6) 引渡実施を希望する期間（本文(1)キ）

債権者又は債権者の出頭に代わる代理人の出頭がなければ、引渡実施を行うことができないことから、執行官は、これらの者の出頭が可能な日時を引渡実施の日時として指定する必要がある。そこで、執行官が引渡実施の日時を指定する際の参考として、引渡実施を希望する期間の記載を求めることとするものである。

3 申立書の添付書類

(1) 直接的な強制執行の決定の正本（本文(2)柱書）

引渡実施を行うためには、直接的な強制執行の決定がされていることが必要であるから、その立証のために当該決定の正本の提出を求めるものである。

(2) 債務者及び子の識別資料（本文(2)ア）

ハーグ条約実施規則第85条第2項第2号は、子の引渡しの強制執行において、別人に対する執行を避けるために、債権者から、債務者及び子の写真など執行場所において債務者及び子の本人確認ができる資料が事前に提出されることがあったという実務の工夫例を明文化したものであるところ、これと同様の規律を設けるものである。なお、引渡実施を行う場所に必ずしも債務者がいる必要はないが、その場に債務者がいることも想定されることからすると、引渡実施を行うべき場所に関わらず、債務者の識別資料の提出は必要であると考えられる。

なお、識別資料としては、写真が典型的であるが、写真がない場合には、債務者や子の身体的特徴等を記載した報告書、陳述書を提出することなどが考えられる。

(3) 債務者及び子の生活状況に関する資料（本文(2)イ）

ハーグ条約実施規則第85条第2項第3号は、子の引渡しの強制執行において、手続の円滑な遂行を図るために、債権者から、債務者の職業、

子の就学・就園状況，債務者及び子の日常的な生活サイクル，執行場所の状況と子が所在する時間帯，執行場所に所在する可能性のある債務者及び子以外の関係者の状況などが記載された資料が事前に提出されることがあったという実務の工夫例を明文化したものであるところ，これと同様の規律を設けるものである。

(4) 第三者の同意に代わる許可を受けたことを証する文書（本文(2)ウ）

執行官は，債務者の占有する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可を受けて当該場所において引渡実施を行うときは，職務の執行に当たり，当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないことから（改正民事執行法第175条第4項），当該文書の提出を求めるものである。

(5) 債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定の謄本（本文(2)エ）

当該決定を受けたことを裏付けるために，当該決定の謄本の提出を求めるものである。

3 債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可の申立ての方式等

(1) 改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）の申立ては，次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

ア 子の住居及びその占有者の氏名又は名称

イ 申立ての理由

(2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は，(1)の申立書について準用するものとする。

（説明）

1 本文は，第三者の同意に代わる許可の申立ての方式等について規律するものである。

2 第三者の同意に代わる許可の申立ては，次に掲げる事項を記載した書面ですべきこととしている。

(1) 子の住居及びその占有者の氏名又は名称（本文(1)ア）

第三者の同意に代わる許可をするためには，当該第三者の占有する場所が子の住居であることが必要であることから，その場所の記載を求め，当該第三者を特定する事項として，その氏名又は名称の記載を求めるも

のである。

(2) 申立ての理由 (本文(1)イ)

第三者の同意に代わる許可は、当該第三者の占有する場所が子の住居である場合に、債務者と当該第三者との関係、当該第三者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認められるときにされるものであるから、申立ての理由としてこれらの事情の記載が必要であると考えられる。

3 申立ての理由の記載方法等 (本文(2))

執行裁判所が、同意に代わる許可をするに際して、迅速で適切な審理を行うため、申立てを理由付ける事実を具体的に記載させ、証拠との対応関係を明らかにさせる必要があると考えられることから、同趣旨の規定である民事執行規則第27条の2第2項の規定を準用することとするものである。

4 債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定の申立ての方式等

(1) 改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

ア 当該代理人となるべき者の氏名及び住所

イ 申立ての理由

(2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

(説明)

1 本文は、改正民事執行法第175条第6項の債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定の申立ての方式等について規律するものである。

2 債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面ですべきこととしている。

(1) 改正民事執行法第175条第6項の代理人となるべき者の氏名及び住所 (本文(1)ア)

改正民事執行法第175条第6項の代理人となるべき者を特定する事

項として、その氏名及び住所の記載を求めるものである。

(2) 申立ての理由（本文(1)イ）

債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定は、債権者が引渡実施を行う場所に出頭することができない場合に、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認められるときにされるものであることから、申立ての理由として、これらの事情の記載が必要である。

3 申立ての理由の記載方法等（本文(2)）

執行裁判所が、債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定をするに際して、迅速で適切な審理を行うため、申立てを理由付ける事実を具体的に記載させ、証拠との対応関係を明らかにさせる必要があると考えられることから、同趣旨の規定である民事執行規則第27条の2第2項の規定を準用することとするものである。

5 引渡実施に関する債権者等の協力等

(1) 執行官は、引渡実施を求める申立てをした債権者に対し、引渡実施を行うべき期日の前後を問わず、債務者及び子の生活状況、引渡実施を行うべき場所の状況並びに引渡実施の実現の見込みについての情報並びに債権者及び改正民事執行法第175条第6項の代理人を識別することができる情報の提供その他の引渡実施に係る手続の円滑な進行のために必要な協力を求めることができるものとする。

(2) 子の引渡しの申立てに係る事件の係属した裁判所又は子の引渡しの強制執行をした裁判所は、引渡実施に関し、執行官に対し、当該事件又は子の引渡しの強制執行に係る事件に関する情報の提供その他の必要な協力をすることができるものとする。

(3) 子の引渡しの申立てに係る事件の係属した家庭裁判所又は高等裁判所は、(2)による協力をするに際し、必要があると認めるときは、人事訴訟法第34条第1項若しくは第2項又は家事事件手続法第58条第1項若しくは第2項（同法第93条第1項及び第258条第1項において準用する場合を含む。）の事実の調査をした家庭裁判所調査官及び同法第60条第1項（同法第93条第1項及び第258条第1項において準用する場合を含む。）の診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができるものとする。

(4) (2)及び(3)に基づく協力に際して執行官が作成し、又は取得した書類については、その閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができないものとする。

(説明)

1 本文は、執行官が引渡実施等を行う際の債権者等の協力等について規律するものである。なお、その内容については、ハーグ条約実施規則第87条を参考にしている。

2 債権者の協力（本文(1)）

執行官は、子の利益に配慮しつつ、手続の円滑な遂行を図るためには、引渡実施の参考となる情報を事前に収集し、十分な事前準備を行っておく必要があるが、債務者及び子のことを最もよく知り得る立場にあるのは、債権者であるから、まずは、債権者から必要な情報の提供を受ける必要があると考えられる。そこで、債権者に対し、必要な協力を求めることができることとするものである。

3 受訴裁判所又は執行裁判所による協力（本文(2)）

執行官は、民事執行のため必要がある場合には、官庁又は公署に対し、援助を求めることができる（民事執行法第18条第1項）。したがって、執行官は官署としての裁判所に対し、引渡実施の参考となる情報を得ることを目的として、情報の提供を求める旨の援助請求を行うことができる。

これに対し、官署としての裁判所は、執行官に対し、事務に支障のない範囲で情報を提供すべき義務を負うが、手続法上の裁判所への干渉となつてはならないという制度上の限界があることから、手続法上の裁判所が執行官に対して提供することについて同意した情報に限り、執行官に対して提供することとなる。このように、官署としての裁判所が、執行官に対し、情報の提供などの必要な協力を行うためには、手続法上の裁判所の同意が不可欠であることから、執行官から官署としての裁判所に対する援助請求があった場合における手続法上の裁判所による協力について規律するものである。

なお、高等裁判所に事件が係属した場合において、高等裁判所が第一審裁判所以上の情報を有していることはそれほど多くないと考えられるが、例外的に高等裁判所において、第一審では行われなかった家庭裁判所調査官の調査が行われるといったこともあり得ることから、広く事件が係属した裁判所であれば執行官に協力することができるものとするものである。

4 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の意見（本文(3)）

子の引渡しの申立てに係る事件が係属した裁判所が家庭裁判所又は高等

裁判所である場合には、手続法上の裁判所による協力の態様として、必要があると認めるときは、事実の調査をした家庭裁判所調査官及び診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができることとするものである。

5 裁判所の協力に際して執行官が作成又は取得した書類（本文(4)）

執行官が裁判所から提供を受けた情報には、当事者に関する機微に触れる情報が含まれている上、裁判所は、これらの情報が当事者に開示されないことを前提として執行官に提供していることから、これらの情報が記録された書類は、執行官及び当事者の共通の資料として利用されることを想定していない。したがって、これらの情報が記録された書類は、執行官が作成したものであるか、裁判所から提供されたものであるかを問わず、執行官法第17条第2項に基づく閲覧又は同法第18条第1項に基づく謄本若しくは抄本の交付の請求の対象となるものではないが、裁判所からの円滑な協力を得られるよう、これらの書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求ができない旨を確認的に規律することとするものである。

6 引渡実施の終了の通知

引渡実施が終了したとき（執行官が本文7により引渡実施に係る事件を終了させた場合を除く。）は、執行官は、債務者（債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において引渡実施を行ったときは、債務者及び当該場所の占有者）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

（説明）

- 1 本文は、引渡実施が完了した場合の債務者等に対する通知について規律するものである。
- 2 改正民事執行法においては、引渡実施に当たり、子と債務者のいわゆる同時存在は要件とされていないことから、債務者が不在の場合でも引渡実施が行われることがあり得ることとなる。また、債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所で引渡実施を行う場合についても、当該場所の占有者の同意に代わる許可を得たときなど、必ずしも当該場所の占有者が存在するときに引渡実施が行われるとは限らない。

このように、引渡実施が終了したことが、債務者や当該場所の占有者には当然には分からないことがあるので、これらの者が不在の場合に引渡実施を行ったときに、これらの者が子がいなくなったことについて混乱することがないようにするため、民事執行規則第154条を参考に、その旨を

これらの者に通知する必要があると考えられる。この通知は、相当と認める方法によることができるから（民事執行規則第3条第1項，民事訴訟規則第4条第1項），これらの者が立ち会っていたときは，口頭で通知すれば足りる。もっとも，引渡実施が不能で終了した場合には，その旨を通知する必要はないため，この場合を通知すべき場合から除くこととしている。

なお，引渡実施は，債権者又は改正民事執行法第175条第6項に規定する代理人が出頭した場合に限り，することができるので，債権者に対する通知を義務付ける必要はないと考えられる。

7 引渡実施の目的を達することができない場合の引渡実施に係る事件の終了

次に掲げる場合において，引渡実施の目的を達することができないときは，執行官は，引渡実施に係る事件を終了させることができるものとする。

- (1) 引渡実施を行うべき場所において子に出会わないとき。
- (2) 引渡実施を行うべき場所において子に出会ったにもかかわらず，子の監護を解くことができないとき。
- (3) 債権者又はその代理人が改正民事執行法第175条第9項の規定による指示に従わないことその他の事情により，執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがあるとき。

（説明）

- 1 本文は，引渡実施の目的を達することができない場合における引渡実施に係る事件の終了について規律するものである。不能事由を明記しておくことが手続の円滑な遂行に資すると考えられることから，ハーグ条約実施規則第89条と同様に，具体的な不能事由について確認的に規律するものである。

なお，不能を理由として引渡実施に係る事件を終了させるためには，その時点における状況が，本文(1)から(3)までに掲げる事由に該当するだけでは足りず，これにより引渡実施の目的を達することができないことが必要であると考えられる。引渡実施の目的を達することができないかどうかは，再度臨場した場合における完了の見込みなどを考慮して判断することとなる。

- 2 子に出会わないとき（本文(1)）

子が不在の場合は，そもそも債務者による子の監護を解くことができない

いから、子に出会わないときを不能事由とするものである。

3 子に出会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき（本文(2)）

「子の監護を解くことができないとき」とは、執行官が引渡実施を行う者としてなすべき行為を尽くしてもなお、子の監護を解くことができないことをいうものである。執行官が説得したり債権者と子を面会させたりしても、子に対して威力を用いることはできず、子以外の者に対しても、子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、威力を用いることができないことから（改正民事執行法第175条第8項参照）、債務者又は子の抵抗を排除することができない場合があり得る。そこで、執行官が子に出会い、引渡実施を行う者としてなすべき行為を尽くしたにもかかわらず、債務者による子の監護を解くことができない場合を不能事由とするものである。

4 円滑に引渡実施を行うことができないおそれがあるとき（本文(3)）

本文(1)又は(2)以外の事情により、執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがある場合を広く含む概念であり、執行官が引渡実施を行う者としてなすべき行為を尽くせば、債務者による子の監護を解くことができる可能性はあるが、執行官に認められた権限を行使することができない又は行使することが相当でない事情があることにより、執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがある場合をいうものである。「円滑に引渡実施を行うことができないおそれ」は、抽象的なものでは足りず、具体的なものであることを要すると考えられる。

8 引渡実施に係る調書の記載事項

(1) 民事執行規則第13条第1項及び第2項の規定は、執行官が引渡実施を行った場合について準用するものとする。

(2) 引渡実施を行ったときに作成すべき調書には、民事執行規則第13条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 引渡実施を行った場所

イ 引渡実施を行った場所が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所であり、当該場所における引渡実施を相当と認めた場合には、その事由

ウ 子の表示

(説明)

1 本文は、引渡実施について調書を作成する場合の記載事項について規律するものである。その内容については、ハーグ条約実施規則第90条を参考にしている。

2 民事執行規則第13条第1項及び第2項の準用（本文(1)）

直接的な強制執行は、代替執行（民事執行法第171条第1項）に類似したものであるから、引渡実施について執行官が作成する調書に関し、代替執行と同様に、民事執行規則第13条第1項及び第2項を準用することとするものである。これにより、引渡実施について執行官が作成する調書については、同条第1項に掲げる事項を記載する必要があるほか、執行官は、引渡実施に立ち会った者に、調書に署名押印させなければならない（その者が署名押印しなかったときは、その事由を調書に記載する。）ことになる。もっとも、その記載事項については、本文(2)のとおり、特別の定めを設けることとしている。

3 調書の記載事項

(1) 民事執行に着手した日時及びこれを終了した日時（本文(2)柱書・民事執行規則第13条第1項第1号）

(2) 民事執行に立ち会った者の表示（本文(2)柱書・同項第3号）

(3) 実施した民事執行の内容（本文(2)柱書・同項第4号）

(4) 民事執行に着手した後これを停止したときは、その事由（本文(2)柱書・同項第5号）

(5) 民事執行に際し抵抗を受けたときは、その旨及びこれに対して採った措置（本文(2)柱書・同項第6号）

(6) 民事執行の目的を達することができなかったときは、その事由（本文(2)柱書・同項第7号）

(7) 民事執行を続行することとしたときは、その事由（本文(2)柱書・同項第8号）

(8) 引渡実施を行った場所（本文(2)ア）

本文(2)では、民事執行規則第13条第1項第2号の民事執行の場所及び目的物を記載事項とせず、引渡実施を行った場所を記載することとしている。これは、子を目的物として記載することは適当ではないことから、子の表示を別に記載させることとするためである。

(9) 引渡実施を行った場所が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所であり、当該場所における引渡実施を相当と認めた場合には、その事由（本文(2)イ）

改正民事執行法第175条第2項は、債務者の住居その他債務者の占

有する場所以外の場所において引渡実施を行うことができる場合として、執行官が子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときに限定している。そこで、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において引渡実施を行った場合には、当該場所において引渡実施を行うことを相当と認めた事由を具体的に記載させることとするものである。

(10) 子の表示（本文(2)ウ）

民事執行規則第13条第1項第2号の「民事執行の目的物」の記載に代えて、引渡実施の対象となる子の表示を記載させることとするものである。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し（改正民事執行法第145条第7項及び第8項並びに第155条第5項から第8項まで関係）

1 支払を受けていない旨の届出の方式

(1) 改正民事執行法第155条第5項の規定による届出（支払を受けていない旨の届出）は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

ア 事件の表示

イ 債務者及び第三債務者の氏名又は名称

ウ 第三債務者から支払を受けていない旨

(2) (1)の書面には、第三債務者から支払を受けていない理由を記載するものとする。

(説明)

1 本文は、差押債権者が第三債務者から支払を受けていない旨の届出の方式について規律するものである。改正民事執行法第155条第5項において、差押債権者は、同条第1項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日（取立届又は支払を受けていない旨の届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日）から同条第3項の支払を受けることなく2年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を届け出なければならないとされたことから、その届出の方式を規律するものである。取立届（民事執行規則第137条）と同様、届出は書面ですることとするものである。

2 記載事項

(1) 事件の表示並びに債務者及び第三債務者の氏名又は名称（本文(1)ア及

びイ)

当該債権執行事件の表示並びに債務者及び第三債務者の氏名又は法人の名称の記載を求めるものであり、いずれも事件及び事件記録を迅速的に特定索出するために必要と考えられる事項である。

(2) 第三債務者から支払を受けていない旨 (本文(1)ウ)

支払を受けていない旨の届出の性質上、当然必要となるものである。

3 第三債務者から支払を受けていない理由の記載 (本文(2))

債権者が第三債務者から支払を受けていない理由の報告を求めることによって、事件進行の見通しを把握でき、執行裁判所の事件管理に資する上、債権者の債権管理にも資すると考えられることから、任意的な記載事項とするものである。具体的には、差押債権が期限付きのものであれば、その旨及び具体的な期限を記載するといったことが想定される。なお、第三債務者から支払を受けていない理由の記載は、あくまで任意の協力を求めるものであり、この記載を欠いたからといって、届出が無効となるものではないと考えられる。

2 差押命令の取消しの予告

執行裁判所が改正民事執行法第155条第6項の規定により差押命令を取り消すに当たっては、裁判所書記官は、あらかじめ、差押債権者に対し、同条第4項(取立届)又は第5項(支払を受けていない旨の届出)の規定による届出をしないときは、差押命令が取り消されることとなる旨を通知するものとする。

(説明)

1 本文は、執行裁判所が改正民事執行法第155条第6項の規定により差押命令を取り消すに当たって、裁判所書記官があらかじめ差押債権者に対してすべき通知について規律するものである。

2 裁判所書記官による差押命令の取消しの予告

改正民事執行法第155条第6項の規定によれば、金銭債権を取り立てることができることとなった日から2年を経過した後、4週間以内に、差押債権者が、取立届又は支払を受けていない旨の届出をしない場合には、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるとされている。しかしながら、差押債権者が、これらの届出を失念していることもあると考えられることからすると、裁判所書記官が、事前に、注意喚起の趣旨で、これらの届出の提出を促すことが考えられる。そこで、執行裁判所が差押命令を

取り消すに当たっては、裁判所書記官が、あらかじめ、差押債権者に対し、取立届又は支払を受けていない旨の届出をしないときは、差押命令が取り消されることとなる旨を通知することとするものである。

この通知については、民事執行規則第3条第1項により、民事訴訟規則第4条が準用されるから、電話等の相当と認める方法によることができる。また、差押債権者の所在が明らかでないとき等には、この通知をすることを要しないこととなる。

なお、この通知をすべき時期については、特に規律せず、運用に委ねることとしているが、期間経過の注意喚起の趣旨であることからすると、差押命令の送達時に同時に通知することや、取り立てることができることとなった日から2年と4週間が経過し、差押命令を取り消す直前に通知することは相当でないと考えられる。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し（改正民事執行法第145条第4項、第155条第2項、第159条第6項、第161条第5項及び第166条第3項関係）

1 債務者に対する教示の方式等

- (1) 改正民事執行法第145条第4項の規定による教示は、書面でしなければならないものとする。
- (2) 改正民事執行法第145条第4項の最高裁判所規則で定める事項は、民事執行法第153条第1項又は第2項の規定による差押命令の取消しの申立てに係る手続の内容とするものとする。

（説明）

- 1 本文は、改正民事執行法第145条第4項の委任に基づいて、債権差押命令を送達するに際し、裁判所書記官が債務者に対してすべき教示の方式等を規律するものである。
- 2 教示の方式（本文(1)）

改正民事執行法第145条第4項によれば、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、民事執行法第153条第1項又は第2項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないとされているところ、まず、教示の方式として、書面ですることとするものである。具体的には、債務者に対して差押命令を送達する際に、教示書面を同封することを想定している。

3 教示内容（本文(2)）

上記のとおり，改正民事執行法第145条第4項においては，民事執行法第153条第1項又は第2項の規定による差押命令の取消しの申立てをすることができる旨が教示内容として定められている。これに加えて，少額訴訟手続に関する民事訴訟規則第222条第1項の規定を参考に，手続の内容を教示内容とすることとするものである。具体的には，申立てには添付資料が必要となることや，審理の結果，認容されれば差押命令の全部又は一部が取り消されることなどが考えられる。

2 配当期日等の指定

民事執行規則第145条において準用される第59条第2項の規律に次の規律を加えるものとする。

- (1) 差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権（給与債権）又は同条第2項に規定する債権（退職金債権）である場合には，配当期日等は，配当等を実施すべきこととなった日又は債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した日のいずれか遅い日から1月以内の日としなければならないものとする。
- (2) (1)の規律は，差押債権者（数人あるときは，そのうち少なくとも1人以上）の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権（扶養義務等に係る金銭債権）が含まれているときは，適用しないものとする。

（説明）

- 1 本文は，債権執行事件における配当期日等の指定について，民事執行規則第145条において準用される第59条第2項の規律を改めるものである。
- 2 配当期日等の指定（本文(1)）

民事執行規則第145条において準用される第59条第2項によれば，債権執行事件における配当期日等は，特別の事情がある場合を除き，配当等を実施すべきこととなった日から1月以内の日としなければならないこととされている。しかしながら，改正民事執行法第166条第3項において，差し押さえられた債権が給与債権又は退職金債権である場合には，債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは，配当等を実施してはならないとされたことから，これらの債権について配当等を実施する場合には，配当等を実施すべきこととなった日から1月以内の

日が、債務者に差押命令が送達された日から4週間以内である事態も生じ得ることとなる。そこで、本文(1)では、これらの債権の配当等を実施する場合には、確実に債務者に差押命令が送達された日から4週間の期間を確保するために、配当期日等は、配当等を実施すべきこととなった日又は債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した日のいずれか遅い日から1月以内の日としなければならないとするものである。

3 適用除外（本文(2)）

もともと、改正民事執行法第166条第3項によれば、差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも1人以上）の債権に扶養義務等に係る金銭債権が含まれているときには、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは配当等を実施してはならない旨の規律は適用されないこととなっている。そこで、本文(2)は、上記の場合には、(1)の規定を適用しないこととするものである。

第6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し（改正ハーグ条約実施法第134条から第141条まで関係）

1 子の返還の強制執行の申立書及び添付書類に関する規律の見直し

ハーグ条約実施規則第84条の規律の一部を次のとおり見直すものとする。

- (1) 子の返還の代替執行を求めるときの申立書の記載事項（同条第1項第3号）として、子の返還の代替執行を求める理由を追加すること。
- (2) 改正ハーグ条約実施法第136条第2号又は第3号に該当することを理由として、子の返還の代替執行を求める理由においては、同条第2号又は第3号に掲げる事由に該当する事実を具体的に記載しなければならないものとする。
- (3) 間接強制の決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書を提出する必要がある場合（ハーグ条約実施規則第84条第2項第2号）を、改正ハーグ条約実施法第136条第1号（間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等）に該当することを理由として子の返還の代替執行を求める場合に限ること。

（説明）

- 1 本文は、国際的な子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類

について定めるハーグ条約実施規則第84条の規律の一部を見直すものである。

2 記載事項の追加等（本文(1)及び(2)）

現行のハーグ条約実施法においては、国際的な子の返還の代替執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後）でなければすることができないとされていたが、改正ハーグ条約実施法においては、上記以外の場合にも、一定の場合には国際的な子の返還の代替執行を申し立てることができることとされたことから（改正ハーグ条約実施法第136条参照）、国際的な子の返還の代替執行を求める場合においては、その理由を記載事項として追加するものである。

そして、同条第2号又は第3号に該当することを理由とする場合には、その理由の記載方法について、執行裁判所が、国際的な子の返還の代替執行の決定をするに際して、迅速で適切な審理を行えるようにするため、これらの号に掲げる事由に該当する事実を具体的に記載しなければならないこととするものである。なお、このような事実を裏付ける証拠の提出が必要となることは当然であると考えられる。

3 添付書類に関する規律の見直し（本文(3)）

上記のとおり、現行のハーグ条約実施法においては、国際的な子の返還の代替執行の申立ては、間接強制を必ず前置することとされていることから、現行のハーグ条約実施規則第84条第2項第2号においては、国際的な子の返還の代替執行を求めるときは、間接強制の決定の謄本及び確定証明書の提出が求められている。しかしながら、上記のとおり、改正ハーグ条約実施法においては、間接強制を前置した場合のほかにも、一定の場合には国際的な子の返還の代替執行を申し立てることができることとされたことから、これらの書面を提出する必要がある場合を、間接強制決定が確定した日から2週間を経過したとき等に該当することを理由として国際的な子の返還の代替執行を申し立てる場合に限定するものである。

2 解放実施の申立書の記載事項及び添付書類

ハーグ条約実施規則第85条の規律の一部を次のとおり見直すものとする。

(1) 解放実施を求める旨の申立書の記載事項から、返還実施者の性別（同条第1項第3号）を削除すること。

- (2) 解放実施を求める旨の申立書の記載事項（同条第1項）として、改正ハーグ条約実施法第140条第1項においてそれぞれ準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）があるときは、その旨並びに同条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）があるときは、その旨並びに同項の代理人の氏名及び生年月日を追加すること。
- (3) 解放実施を求める旨の申立書の添付書類（ハーグ条約実施規則第85条第2項）として、改正ハーグ条約実施法第140条第1項においてそれぞれ準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）があるときは、当該許可を受けたことを証する文書及び同条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）があるときは、当該決定の謄本を追加すること。

（説明）

- 1 本文は、解放実施の申立書の記載事項及び添付書類について定めるハーグ条約実施規則第85条の規律の一部を見直すものである。
- 2 記載事項の削除（本文(1)）

現行のハーグ条約実施規則第85条第1項第3号においては、返還実施者の性別を記載することとされている。これは、返還実施者を特定するために記載事項とされていたものであるが、現行のハーグ条約実施規則第87条第1項においては、返還実施者を識別することができる情報の提供を求めることができるとされており、本文第3の2の説明（22頁）と同様の趣旨から、これに加えて、あえて性別を申告させる必要もないと考えられる。そこで、返還実施者の性別を記載事項から削ることとするものである。
- 3 記載事項の追加（本文(2)）

改正ハーグ条約実施法第140条第1項においては、改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）及び同条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）に関する規律が準用されている。そこで、これらの許可や決定があるときには、その旨並びに同条第6項の代理人の氏名及び生年月日を記載事項として追加するものである。
- 4 添付書類の追加（本文(3)）

上記のとおり、改正ハーグ条約実施法第140条第1項においては、第

三者の同意に代わる許可及び債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定に関する規律が準用されていることから、これらの許可や決定があるときには、当該許可を受けたことを証する文書及び当該決定の謄本を添付書類として追加するものである。

3 債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可の申立ての方式等

(1) 改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

ア 子の住居及びその占有者の氏名又は名称

イ 申立ての理由

(2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

(説明)

本文は、改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）の申立ての方式等について規律するものである。その趣旨は、本文第3の3（25頁）と同様である。

4 債権者の代理人が出頭した場合においても解放実施を行うことができる旨の決定の申立ての方式等

(1) 改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならないものとする。

ア 当該代理人となるべき者の氏名及び住所

イ 申立ての理由

(2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

(説明)

本文は、改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）の申立ての方式等について規律するものである。その趣旨は、本文第3の4（26頁）と同様である。

5 解放実施に関する裁判所の協力等

ハーグ条約実施規則第87条の規律の一部を次のとおり見直すものとする。

- (1) 同条第3項において、解放実施に関し、執行官に対し、子の返還申立事件に関する情報の提供その他必要な協力をすることができる裁判所として、「子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所（抗告裁判所が子の返還を命ずる終局決定をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）」とされているのを、「子の返還申立事件の係属した裁判所」とすること。
- (2) 同条第4項において、同条第3項の規定による協力をするに際し、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に意見を述べさせることができる裁判所として、「子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所」とされているのを、「子の返還申立事件の係属した家庭裁判所又は高等裁判所」とすること。
- (3) 同条第5項を削除すること。

（説明）

本文は、現行のハーグ条約実施規則第87条第3項から5項までの規律を、本文第3の5（27頁）の規律と同様のものに改めることとするものである。その趣旨は、高等裁判所に事件が係属した場合において、高等裁判所が第一審裁判所以上の情報を有していることはそれほど多くないと考えられるが、例外的に高等裁判所において、第一審では行われなかった家庭裁判所調査官の調査が行われるといったこともあり得ることから、広く事件が係属した裁判所であれば執行官に協力することができるものとするものである。

6 解放実施の終了の通知

解放実施が終了したとき（執行官が本文7により解放実施に係る事件を終了させた場合を除く。）は、執行官は、債務者（債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において解放実施を行ったときは、

債務者及び当該場所の占有者) に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(説明)

本文は、解放実施が完了した場合の債務者等に対する通知について規律するものである。その趣旨は、本文第3の6(29頁)と同様である。

7 解放実施の目的を達することができない場合の解放実施に係る事件の終了

ハーグ条約実施規則第89条の規律を次のとおり見直すものとする。

次に掲げる場合において、解放実施の目的を達することができないときは、執行官は、解放実施に係る事件を終了させることができるものとする。

- (1) 解放実施を行うべき場所において子に出会わないとき。
- (2) 解放実施を行うべき場所において子に出会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。
- (3) 返還実施者、債権者又は改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の代理人が、改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第9項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき。

(説明)

- 1 本文は、解放実施の目的を達することができない場合における解放実施に係る事件の終了について規律する現行のハーグ条約実施規則第89条の規律を改めるものである。
- 2 解放実施を行うべき場所において子に出会わないとき(本文(1))
現行のハーグ条約実施規則第89条第1号においては、「解放実施を行うべき場所において債務者又は子に出会わないとき」が不能事由とされている。しかしながら、解放実施は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができるとする現行のハーグ条約実施法第140条第3項は、削除されることとなる。そこで、解放実施を行うべき場所において債務者に出会わないことを不能事由とはしないこととするものである。
- 3 解放実施を行うべき場所において子に出会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき(本文(2))

現行のハーグ条約実施規則第89条第2号においては、「解放実施を行うべき場所において債務者及び子に出会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき」が不能事由とされている。しかしながら、解放実施は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができるとする現行のハーグ条約実施法第140条第3項は、上記のとおり、削除されることとなる。そこで、「債務者及び」の文言を削ることとするものである。

- 4 返還実施者、債権者又は改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の代理人が、改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第9項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき（本文(3)）

現行のハーグ条約実施規則第89条第3号においては、「返還実施者が法第140条第6項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき」が不能事由とされている。しかしながら、改正ハーグ条約実施法第140条第1項及び改正民事執行法第175条第9項により、執行官の指示の対象者として、返還実施者のほかに債権者及び改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の代理人が加えられることとなることから、本文(3)においてもこれらの者を加えることとするものである。

第7 その他

その他所要の規定を整備するものとする。